

第3章 地震災害応急対策

地震災害が発生した場合は、初動体制が最重要であり情報収集し、被災状況を把握し、応急対策を講じなければならない。

第1節 初動計画

大地震災害による応急対策の特色は、他の災害による応急対策と比較して、広域性及び同時多発性を有していることにあり、特に応急対策の第一線に立つ市は、多岐にわたる応急活動を同時平行的に行う必要がある。

特に、地震発生後の緊急対策においては、消火活動はもとより、救急救助活動、情報の収集・伝達、広報活動、避難誘導等の応急活動全般に中核的な役割を果たす必要が生じる。また、膨大な応急対策需要に対応するためには、常備消防と並んで消防団等が地域の中心となって消火活動、救出活動、避難誘導、広報活動等に大きな役割を果たすことが期待される。

さらに、地震災害は他の災害と異なり、地震発生の前予測が困難であることから、事前対策による被害軽減にも限界があり、この意味においても応急対策とりわけ初動体制の確立が重要な意味を持っている。

1 初動連絡体制

この要員配備計画により、各部各班長はあらかじめ要員を指名しておくとともに、所属職員
の応急措置に関する担当事務を定め、所属職員に周知徹底し、市長（本部長）又は上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

(1) 配備要員

動員は、災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合において、本市に及ぼす影響及び災害の規模によって異なるものとする。

即ち、人員配置については、次の6段階によることとする。

情報連絡室	震度4の地震が発生した場合
第1号配備 (災害警戒本部)	津波注意報が発表された場合
第2号配備 (災害警戒本部)	震度5弱の地震が発生した場合
第3号配備 (災害対策本部)	震度5強の地震が発生した場合 又は津波警報が発表された場合
第4号配備 (災害対策本部)	震度6弱の地震が発生した場合 又は大津波警報が発表された場合
第5号配備 (災害対策本部)	震度6強以上の地震が発生した場合 又はライフラインの途絶等で平常の市民生活が困難な場合

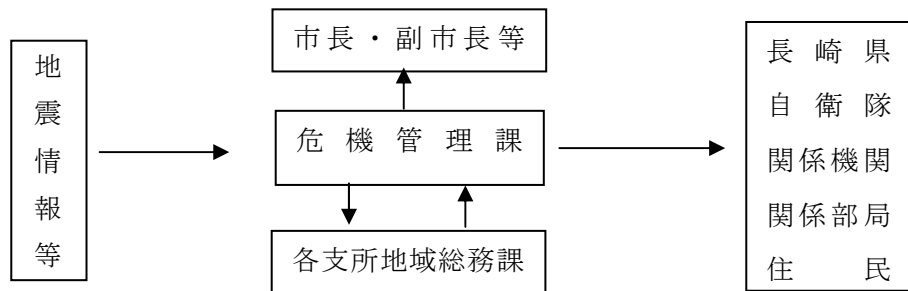
資料編の諫早市災害対策本部標準配備表によって、要員計画をたてるものとし、職員は、地震等が発生した際には、すすんで所属の上司と連絡をとり又は指示が取れなくても自らの判断で参集し応急対策に従事するものとする。

(2) 職員の配備

地震等の発生及び気象台の津波情報等により、職員の配置が必要と認められた場合の担当者の措置方法、報告、指示伝達の経路等について具体的に定めておくものとする。

ア 勤務時間内の配置

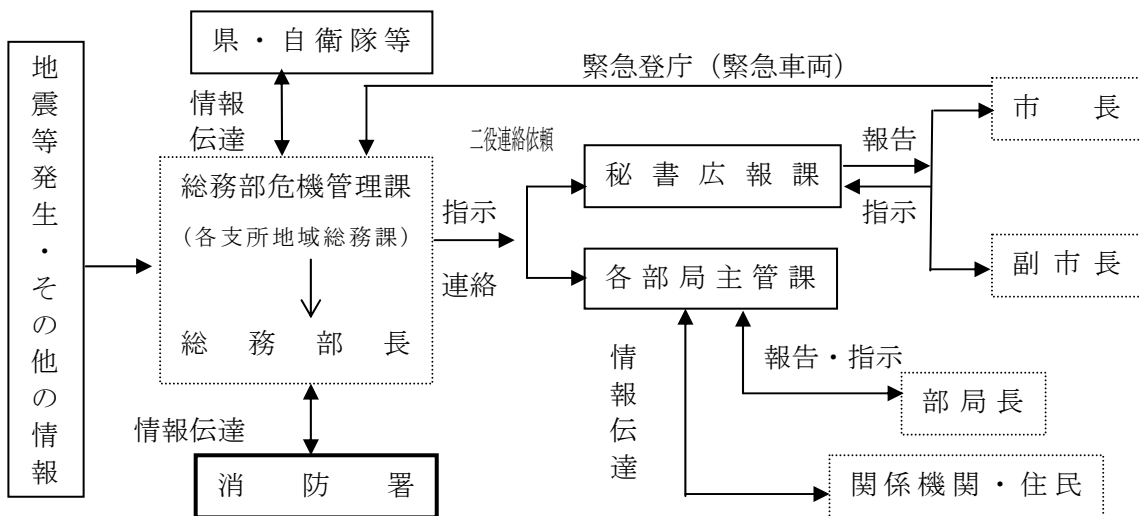
災害に関する情報の受領責任者、報告、指揮、命令の経路及び伝達方法について定めておくものとする。



イ 休日又は勤務時間外における配置

地震災害等が発生した場合に備え、要員に関する非常連絡系統の整備、動員指令の迅速な伝達方法等について定め、必要に応じて各担当職員をただちに動員できるよう措置しておくものとする。なお、動員指令の伝達方法については、不測の事態に備えて数種の経路を設定するなど、最善の対策をとるよう配慮するものとする。

ウ 休日又は勤務時間外における連絡経路



エ 職員の応援

災害応急対策を総合的に実施するため、本部長は、災害の状況及び応急措置の推移等により各部の業務の実態に応じて、相互に応援、協力体制をとるものとし、依頼、方法等について具体的に定めておくものとする。

オ 職員の非常登庁

(ア) 職員に対し、休日又は勤務時間外であっても、配備体制の基準に該当する災害が発生し、又発生が予想される事態を察知した場合の職員のとるべき措置について定め、趣旨の徹底をはかっておくものとする。

(イ) 職員は、非常登庁時において、交通機関の途絶等で本庁への登庁が困難と判断した場合は、最寄りの支所又は出張所に登所し、指示を受け、災害対策活動に従事するものとする。

カ 非常登庁の留意事項

(ア) 登庁途上においての被害状況等については登庁後すみやかに対策本部に報告すること

(イ) 原則として自動車の使用は避け、バイク、自転車又は徒歩により登庁すること

(ウ) 登庁途上において、交通規制による検問に際会した場合は、自分の身分、勤務場所等通行の目的を告げ通行許可を求めること。

キ 登庁状況の報告

各部長は、職員の登庁状況を本部長に（危機管理班経由）報告する。

登 庁 状 況 報 告 書

年 月 日 時 分現在

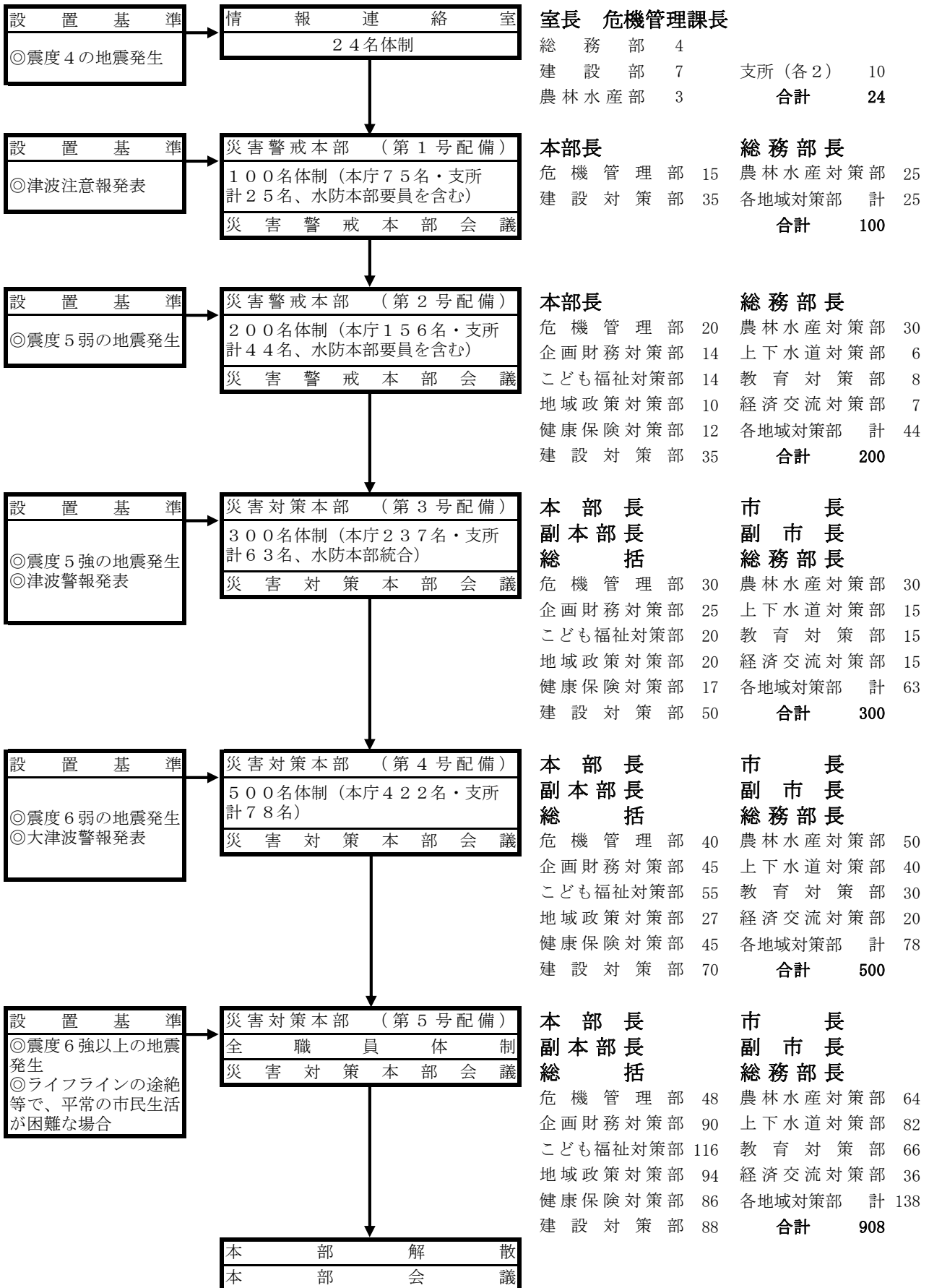
(部長 → 本部長)

○ ○ ○ 部

班 名	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	主任級	一般職
○○班	人	人	人	人	人	人
○○班	人	人	人	人	人	人
部計	人	人	人	人	人	人

地震・津波災害対策配備フロー

○ 各本部の解散及び配備体制の増強、縮小については本部長の判断による。



第2節 組織計画

地震災害は突然何のまえぶれもなく甚大な被害をもたらす事があるので、組織の編成についても、これを考慮して策定する必要がある。

組織計画については、第1編第3章第2節「組織計画」に定めるほか次のとおりとする。

1 発災直後の組織計画

(1) 人員の優先配備

発災直後、特に勤務時間外については、対策本部要員が

- ① 通常の交通手段が活用出来ないこと
- ② 職員も被災者になる可能性があること

などから配備予定数に満たない事が想定されるので、本部長は対策本部の組織について、真に緊急性の高い、人命の保護及び被害の拡大防止並びに情報の収集のための要員を優先的に確保するものとし、人員配置及び編成する部は本部長が指示する。

(2) 人員の配備と組織

本部長は必要な対策本部要員が確保出来た時点で、組織計画の事務分掌及び要員配備計画の配備表を参考に各部の編成と配備を行うものとする。

尚、災害の規模及び発災からの経過時間により各部の編成と配備を変更する。

組織及び配備変更指示表

年 月 日 時 分現在

(本部長 → 部長)

○ ○ ○ 班

課室名	課長級	課長補佐級	主任級	一般職	事務の変更内容
○○課	人	人	人	人	
○○室	人	人	人	人	
班現計	人	人	人	人	
班合計	人	人	人	人	

第3節 情報活動計画

応急対策の実施にあたっては、被害状況や防災機関の持つ情報を対策本部で一元的に把握して、応急対策を実施する必要がある。

ところが、大規模な地震等が発生すると、有線系の通信手段に障害を生じる事が予想され、情報収集に困難をきたす場合も考えられる。このため第1編第3章第4節「災害情報収集・伝達及び通信計画」に定めるほか、次のとおりとする。

1 発災直後の活動

発災直後は断片的な情報しか入手出来ない事が考えられ、市の総合的な応急対策、判断に支障をきたすので、正確な情報の把握に努める。

(1) 有線系が利用出来ない場合

ア 1班3名程度のパトロール隊を数隊編成し、防災行政無線機等を携帯させ情報の把握に努める。

イ 災害対策本部設置のアマチュア無線機により各地域のアマチュア局との交信を行い情報を把握する。

ウ 各支所及び出張所に配備してある防災行政無線機との交信により地域情報の把握に努める。

エ その他、警察、鉄道、タクシー会社等無線設備を有しているところに職員を派遣し情報の把握に努める。

オ 携帯電話が利用できる場合は携帯電話を積極的に活用する。

カ 県の防災ヘリコプター等により上空からの偵察を要請する。

(2) 有線系が利用出来る場合

各防災関係機関、支所、出張所、町内会長・自治会長に電話連絡し地域の情報把握に努める。

(3) 休日・夜間等の情報収集

非常登庁した職員より登庁経路の状況を聞き取り調査する。

(4) 発災直後に把握する情報

発災直後に応急対策活動を実施する上で必要となる情報は、災害拡大状況及び二次災害の危険性等に関する事である。

ア 人命危険の有無（救助の必要性を含む）及び人的被害の発生状況

イ 火災等二次災害の発生状況及び危険性

ウ 住宅被害の状況

エ 避難の状況及び避難指示等の必要性

オ 道路、橋梁等の被災状況

カ 医療機関の被災状況

- キ 市庁舎等災害対策に必要な施設、設備の被災状況
- ク ライフライン等の被害状況概要
- ケ 余震等二次災害防止に必要な情報
- コ その他二次災害の防止及び被害拡大防止に必要な情報

(5) 被害情報

被害情報の把握は(4)の発災直後の情報把握に引き続き又は同時に行なうもので応急活動の基礎となるべきものである。

- ア 全般的な被害状況
- イ 避難の指示又は警戒区域の設定状況
- ウ 避難所の設置状況及び避難者の生活状況
- エ 避難行動要支援者の生活状況
- オ ライフライン被害状況の詳細と復旧見込み
- カ 食料、飲料水、医薬品等の生活必需品情報
- キ 公共施設の被害状況
- ク 農業、商業等の被害状況
- ケ その他応急活動、復旧活動に必要な情報

2 国及び県への災害報告

市は速やかに被害の状況及び応急対策活動の内容について県地方本部を通じて県災害対策本部に報告を行うものとする。ただし、市が県に報告できないような場合には消防庁に直接報告することができる。尚、県に連絡できるようになった後は原則どおり県に報告するものとする。

(1) 県災害対策本部に対する報告及び要請

市は県地方本部を通じ、必要な情報について速やかに県災害対策本部に対し報告を行うものとする。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- ア 緊急要請事項
- イ 被害状況
- ウ 災害応急対策実施状況

(2) 災害報告

被害状況の報告については第1編第3章第4節「災害情報収集・伝達及び通信計画」に定めるとおりであるが、被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合があるが、災害が発生した場合には直ちに災害の様態、災害対策本部の設置状況など、災害対策の措置内容を報告するものとする。

- ア 災害程度の事項別報告は、確定報告を除き原則として電話でもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、一日一回以上行うものとする。
- イ 被害報告は災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅

被害を優先させるものとする。

(3) 総括的な災害情報収集系統図

第1編第3章第4節「災害情報収集・伝達及び通信計画」の総括的な災害情報収集系統図のとおり。

3 水防活動

地震による津波、堤防の決壊による洪水が予想され、著しい危険が切迫している時は、必要とする地域住民に避難指示を行う。

(1) 発災直後の水防活動

地震による津波は短時間に襲来することが多いので、地震発生直後には特に津波情報に留意し、津波警報等が発表された場合は直ちにあらゆる手段を駆使して沿岸の住民に注意を呼び掛けるとともに、必要なときには避難指示等を行う。又、地震により堤防等の危険箇所が無い点検を行う。

- ① 本明川等の下流堤防の被害状況
- ② 橋湾及び有明海沿岸堤防の被害状況
- ③ 溜池等の堤体の被害状況

4 救出・救護対策

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救出・救護活動を行う。

(1) 救出・救護活動

ア 消防団は関係機関と協力し全力をあげて被災者の救出・救護活動に取り組む。

イ 市民等は自発的に被災者の救出・救護活動を行うとともに防災機関が行う活動に協力する。

ウ 救出対象者

救出、救護対象者はおおむね次の状態にあるものとする。

- ① 火災の際に火中に取り残された場合
- ② 地震又は地震に伴う山崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
- ③ 流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合
- ④ 地震、津波等により海上又は沿岸で遭難したような場合

5 医療救助計画

第1編第3章第13節「医療救護計画」による。

6 被災建築物、被災宅地危険度判定活動

地震発生後、建物や宅地の危険度を迅速かつ的確に把握することにより、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害や、宅地の崩壊等の二次災害を防止し、市民の安全確保を行う。

- ①被災建物応急危険度判定
- ②被災宅地危険度判定

第4節 応援要請計画

本市の機関だけで対応できない地震災害が発生した場合は、迅速な応急対策のため他の地方公共団体等への応援要請及び自衛隊の災害派遣要請が必要である。

この場合、市長は災害の規模等を把握の後、派遣要請することが原則であるが大災害の場合は被害状況の把握に時間を要する事が考えられ、被害の状況予測に基づき本市の機関で対応が不可能と判断した場合はすみやかに応援要請を行うものとする。

1 公共団体等への応援要請

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法 第29条第2項
県知事	(1) 指定地方行政機関職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法 第30条第1項
	(2) 他地方公共団体職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法 第30条第2項
	(3) 応援の要求及び応急措置の実施要請	災害対策基本法 第68条
	(4) 職員の派遣要請	地方自治法 第252条の17
他の市町村長等	(1) 応援の要求	災害対策基本法 第67条
	(2) 職員の派遣要請	地方自治法 第252条の17
	(3) 災害応援に関する協定に基づく応援要請	相互応援協定 災害相互応援協定 消防相互協定

※ 災害対策基本法に基づく災害時相互応援協定は、大村市、長崎市、島原市、雲仙市、南島原市、佐賀県武雄市、嬉野市、鹿島市、江北町、白石町、太良町、岡山県津山市、島根県出雲市と締結している。（資料編に締結内容掲載）

※ 消防組織法による応援協定は、大村市、雲仙市、長与町、佐賀県太良町と締結している。（資料編に締結内容掲載）

2 自衛隊への派遣要請

第1編第3章第25節「自衛隊派遣要請計画」による。

第5節 避難対策

地震は突然前触れもなく発生する事が考えられるため、避難についても発災後に余震等の危険を避けるため又は住居の倒壊及びその危険を避けるための避難が想定され、他の自然災害とは異なる事が多い。このため「避難計画」については第1編第3章第6節に定めるほか次のとおりとする。

1 避難誘導體制の確立

- (1) 避難場所をあらかじめ指定し、日頃から地震等の場合の避難場所の周知徹底に努める。
- (2) 高齢者、障害者、その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、日頃から消防団等に訪問調査を行なわせるとともに、関係機関、町内会・自治会等の協力体制の確立に努める。
- (3) 避難に際しては、経路上に障害になる倒壊家屋又は火災等の危険が無いかを確認して誘導を行うものとし、津波予報発表に伴う避難誘導にあたっては、周囲の状況に十分注意させ、避難誘導を行う者自身の安全を確保させる。

2 津波予報発表に伴う避難指示等の基準

地震等に伴い発生する津波による被害を軽減することを目的に、防災体制を迅速的確に実施するため、「津波予報発表に伴う避難指示等の基準」を定める。

(1) 避難指示等の基準

津波は20cmから30cm程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があり、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、大津波警報・津波警報・津波注意報（以下、「津波警報等」）のいずれが発表された場合でも、基本的には「避難指示」のみを発令する。

避難指示は、長崎西方（橘湾、大村湾の沿岸）、有明・八代海（諫早湾沿岸）に津波警報等が発表された場合に、次の区分により行う。

1) 大津波警報（津波予想：3 m～）

⇒ 最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。

※対象地域の住民は直ちに高台に避難する。

2) 津波警報（津波予想：1 m～3 m）

⇒ 海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3 mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

※対象地域の住民は直ちに高台に避難する。

3) 津波注意報（津波予想：0.2m～1m）

⇒ 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側を対象とする。

※沿岸付近の住民に海岸付近に近づかないように十分注意するよう呼掛ける。

・避難指示は、津波警報等が発表された場合でも、地震発生の場所や規模、津波の到達予測時間、他の観測地点の津波高などの状況を総合的に判断し発令する。

3 一時避難場所（地震・津波災害時の指定緊急避難場所）

地震は余震をとまなう事が多く、発災直後は公園、運動場等、広く構造物が少ないところが安全度は高い。このため、一時避難場所の指定を行うものとするが、火災等の状況によっては危険区域になる可能性もあるので注意が必要である。

名 称	所在地	標高	名 称	所在地	標高
諫早地域					
県立総合運動公園	宇都町等	13	津久葉公園	津久葉町	56
上山公園（諫早公園含む）	高城町等	28	貝津西公園	貝津町	23
天満公園	天満町	10	久山台1号公園	久山台	29
高城公園	高城町	13	西諫早団地第1公園	堂崎町	33
福田公園	福田町	5	西諫早団地第2公園	馬渡町	13
泉公園	泉町	6	西諫早団地第1児童公園	馬渡町	6
田井原公園	幸町	3	西諫早団地第2児童公園	馬渡町	10
栄田公園	栄田町	22	西諫早団地第3児童公園	中尾町	28
久山公園	久山町	11	西諫早団地第5児童公園	山川町	25
中央ふれあい広場	仲沖町	2	小野ふれあい広場	小野町	3
小野島グラウンド	小野島町	0	長田いこいの広場	長田町	9
目代公園	目代町	145	猿崎公園	猿崎町	23
中央交流広場	東小路町	6			
多良見地域					
梶木第1公園	市布	50	のぞみ公園	木床	92
天満宮公園	市布	50	川端公園	化屋	3
喜々津中央公園	囀	5	シーサイド南公園	シーサイド	3
大草公園	野副	3			
森山地域					
馬場公園	本村	7	干拓公園	田尻	1
本村公民館前広場	本村	4	梅野広場	田尻	2
森山グラウンド	本村	2	スポーツ交流館前広場	下井牟田	4
森山郷土資料館前広場	慶師野	5	上井牟田研修所前広場	上井牟田	81
慶師野公民館前広場	慶師野	3	殿籠公園	杉谷	3
唐比公民館前広場	唐比東	8			

名 称	所在地	標高	名 称	所在地	標高
飯盛地域					
月の丘公園	平古場	25	飯盛ふれあい会館前広場	開	19
飯盛グラウンド	平古場	21	小島グラウンド	開	3
高来地域					
高来公民館宇良分館前広場	山道	16	高来ふれあい会館前広場	黒崎	12
高来西ゆめ会館前広場	峰	6	諫早市高来総合運動公園	小船津	3
高来支所前広場	三部壺	18			
小長井地域					
小長井田原体育館広場	田原	210	井崎グラウンド	井崎	40
小長井田原グラウンド	田原	256	牧グラウンド	牧	45
小中学校					
諫早市立の各小学校校庭 (小長井小学校、伊木力小学校は除く)		26箇所	諫早市立の各中学校校庭		14箇所

あくまでも一時避難場所であるので、危険がないと判断される時はすみやかに広域避難場所等に移動する必要がある。

4 車中避難について

余震が長期間にわたって頻発した場合など、建物内への避難に心理的不安のあるなどの理由により、自家用車等で寝泊りをする車中避難（車中泊）については、可能な範囲で一時避難場所を解放する。一時避難場所以外の場所での車中避難を確認した場合は、車中避難者の状況把握や避難支援のため、一時避難場所へ誘導するものとする。

なお、車中避難者へは下記の点について注意喚起する。

- (1) 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）やエンジンをかけたままの就寝（排気ガス吸入による一酸化炭素中毒のおそれ）など、健康被害について十分に注意すること。
- (2) 余震がおさまりに、建物内での避難生活が可能となった際は、速やかに自宅や指定避難所等に移動すること。
- (3) 一時避難場所の利用にあっては、市または管理者の指示に従うこと。

第6節 市民生活確保対策

大地震の発生によって、多数の市民が家屋の倒壊消失により被害を受け、あるいは電気・ガス・水道等の断絶により食事ができなくなったり、又は、道路等交通網の障害により流通機構の機能が混乱、又は停止し、生活必需品を確保できない状態に陥った被災者に対し、生活必需品の給与を行い人心の安定に努めるとともに、市民生活に必要な環境の確保に努める。

1 食料の供給

非常時の食料供給計画は、第1編第3章第7節「食糧供給計画」による。

2 生活必需品の供給

り災者に対する被服、寝具その他の生活必需品の供給は、災害発生の時期（季節）二次災害の有無など、予想することが困難であるので、毛布等の備蓄品を除いて緊急調達によるものとする。

3 対象者

対象者の決定は、本部長が市内の被害状況、り災者の状況等から次の事項を勘案し決定するものとする。

(1) 炊き出しの対象

- ① 避難所に収容されたもの
- ② 住家の被害が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等のため炊事の出来ない者
- ③ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等

電気、ガス等の被害により炊事が出来ない場合もあるので、本部長は決定にあたり留意する。

(2) 生活必需品の対象者

- ① 災害により住家に全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等の被害を受け生活必需品を手当て出来ない者
- ② 被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- ③ 学用品の支給については第1編第3章第19節「文教対策計画」による。

4 緊急物資の調達方法

緊急物資の調達が市で出来ない場合は、県及び関係機関に調達又は斡旋を要請するものとし、県において調達出来ない場合、県は九州・山口各県に応援要請を行う。又必要に応じ、国に対し調達又は斡旋を要請する。

(1) 長崎県への調達等の要請事項

- ① 必要な物資の品目及び数量
- ② 引渡しを受ける場所及び引き受け責任者

- ③ 連絡先及び連絡責任者
- ④ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- ⑤ 経費の負担区分
- ⑥ その他参考となる事項

(2) 配分方法

緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、町内会・自治会等の協力を求め公平の維持に努める。

5 給水対策

非常時の給水については第1編第3章第8節「給水計画」に定めるほか、以下のとおりとする。

- (1) 近隣市町も被災し給水応援が受けられない場合は、被害を受けていない安全な水源を調査し、自衛隊等の応援により給水が実施出来る体制を早期に確立する。
- (2) 発災後は住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧見通し等について積極的な広報活動を行う。

6 応急住宅対策

第1編第3章第12節「応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画」に定めるほか、以下のとおりとする。

- (1) 公営住宅等への入居斡旋
市営住宅等の空き室がある場合には、これら空き室への入居斡旋を行うこととし、不足する場合は県に協力要請し、近隣市町村及び近隣の公営住宅の斡旋を行うこととする。
- (2) 建築物の危険度判定
余震による二次災害を軽減し、建築物の安全性に対する住民の不安に応えるため応急危険度判定を実施する。尚、判定の実施にあたっては関係機関に要請して専門技術者の派遣要請を行うものとする。

7 文教対策

地震災害時の文教対策については第1編第3章第19節「文教対策計画」によるが、特に児童・生徒の登校にあたっては、通学路の安全確認後に行うよう指導する。

8 防疫対策

第1編第3章第14節「防疫計画」による

9 災害廃棄物対策

災害発生時のごみ及び倒壊家屋等の災害廃棄物については、第1編第3章第15節「清掃計画」、第1編第3章第16節「障害物の除去計画」に定めるほか、以下のとおりとする。

なお、大規模災害時における廃棄物（ごみ及びし尿）の処理については、「諫早市災害廃棄物処理計画」に別に定める。

(1) ごみ処理

- ① 平常時の収集・処理体制を基本として、市の委託業者が収集を行う。
- ② 災害時には県央県南クリーンセンターのごみ処理能力及び県央不燃物再生センターの処理能力を大きく超えることが想定されることから、障害物の集積予定場所についても数多く必要になる。このため、予定してある集積所では不足するので、需要に応じ避難民のいない学校運動場、公園、空地等を指定する。
- ③ ごみの区別区分は平常時と同様の区分を原則とする。
- ④ 事業系ごみについては、平常時と同様に許可業者による収集を基本とする。
- ⑤ 市は危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ⑥ 収集車輛に不足が生じた場合や上記施設で処理が出来ない場合は、関係機関に応援要請を行う。

(2) し尿処理

- ① 平常時の収集・処理体制を基本として、市内収集業者が収集を行い、新倉屋敷クリーンセンターで処理する。
- ② 収集車輛に不足が生じた場合や上記施設で処理が出来ない場合は、関係機関に応援要請を行う。

10 仮設トイレ

重大な災害が発生した場合、仮設トイレの設置及びし尿のくみ取りは、食料、生活必需品の供給とともに重要な課題となる。これは都市化が進み下水道の普及率が向上するにつれ、その重要度も増してくると想定される。このため、次の措置をとるものとする。

- (1) 仮設トイレを設置する場合は、避難箇所数及び避難者数を把握し、臭気など避難所や周辺世帯への影響を考慮のうえ、早期設置を行う。

尚、仮設トイレの設置については避難行動要支援者が利用出来るよう配慮する。

- (2) 水道や下水道が復旧し、水洗トイレが使用可能になった場合は、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難場所等の環境向上に努めるものとする。

11 死体の捜索処理並びに埋葬対策

第1編第3章第27節「救出及び死体の捜索処理並びに埋葬計画」による。

第7節 交通及び輸送対策

災害時における緊急物資の輸送及び交通規制等については、それぞれ第1編第3章第17節「輸送計画」及び第1編第3章第18節「交通応急対策計画」に定めるもののほか以下のとおりとする。

1 発災直後の対策

情報活動により市内の被災状況、道路等交通網の状況を把握し、すみやかに災害応急活動のために支障をきたさないよう関係機関に協力する。緊急輸送路としては、長崎自動車道、国道34号、国道57号、国道207号、国道251号等を利用し物資の輸送にあたる。

2 地震発生時における運転者の心得

- (1) 出来る限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (5) 避難のために車両を使用しないこと。

3 ヘリポートの指定

県防災ヘリ等の離発着場として常設のヘリポートの申請を行うとともに、緊急時に利用可能な場所の調査を行う。

尚、第1編第3章第17節「輸送計画」を参照のこと。

第8節 災害時避難行動要支援者対策

第1編第2章第15節「災害時避難行動要支援者対策に関する計画」による。